

建指第 1249 号

平成 25 年 10 月 15 日

北海道高齢者向け住宅事業者連絡会

会長 奥田 龍人 様

北海道建設部住宅局建築指導課長

サービス付き高齢者向け住宅事業の登録等手数料の徴収について（通知）

日頃から、道の住宅行政へご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正により、平成 23 年 10 月 20 日からサービス付き高齢者向け住宅の登録制度が開始され、平成 25 年 9 月 30 日現在、全道で 257 件 9,557 戸が登録されております。

これまでサービス付き高齢者向け住宅の供給促進の観点から、道では登録手数料を徴収しておりませんでした。北海道議会平成 25 年第 3 回定例会において条例改正を行い、平成 26 年 4 月 1 日から下記のとおり手数料を徴収することとしましたので、お知らせいたします。

つきましては、貴会会員への周知について、ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### 記

#### 1 手数料の徴収を開始する時期

平成 26 年 4 月 1 日

#### 2 手数料の対象

##### (1) 対象となる住宅

北海道内（札幌市、函館市、旭川市を除く）のサービス付き高齢者向け住宅

##### (2) 対象となる申請

上記住宅の「登録申請」、「登録更新申請」「登録変更（住戸を追加する場合のみ）」

#### 3 手数料の金額

別添の案内文をご参照ください

#### 4 その他

条例（北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例）については、北海道公報（平成 25 年 10 月 15 日・号外第 17 号）に掲載されております。

建築企画グループ 担当：柳原 和弘

〒060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

TEL：011-204-5577（直通）011-231-4111 内線 29-471

FAX：011-232-0147

E-mail：yanagihara.kazuhiro@pref.hokkaido.lg.jp

# 平成 26 年 4 月 1 日から サービス付き高齢者向け住宅の登録等には、 手数料が必要となります

平成 25 年 10 月

北海道建設部住宅局建築指導課

『高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下、「法」といいます）』にもとづくサービス付き高齢者向け住宅の「登録」、「更新」、「変更（住戸を追加する場合のみ）」について、平成 26 年 4 月 1 日以降に申請いただいた場合、手数料を徴収することとしましたので、お知らせいたします。

## □ 対象

北海道内（札幌市、函館市、旭川市を除く）のサービス付き高齢者向け住宅

※ 札幌市、函館市、旭川市での登録等については、各市の担当窓口へご相談ください。

## □ 手数料の金額

「登録」、「更新」、「変更（住戸を追加する場合のみ）」のいずれの場合も、同じく、住宅の登録戸数に応じて、下表の手数料の金額をお支払いただきます。

登録 … 新たにサービス付き高齢者向け住宅を登録する場合（法第 5 条第 1 項）

更新 … 既に登録しているサービス付き高齢者向け住宅の登録を更新する場合

（※ 5 年ごとの更新が必要です）（法第 5 条第 2 項）

変更 … 既に登録しているサービス付き高齢者向け住宅の登録の内容を変更する場合

（※ 住戸を追加する場合のみ）（法第 9 条第 1 項）

住宅の 登録戸数	基本手数料	追加手数料		
		①賃貸借契約以 外の契約の場合 (利用権契約)	②前払家賃等を 受領する場合	③面積・設備に例 外基準を適用す る場合 (※)
10 戸以下	27,200 円	4,500 円	6,800 円	6,800 円
11 戸以上 20 戸以下	31,700 円			
21 戸以上 30 戸以下	36,200 円			
31 戸以上 40 戸以下	40,700 円			
41 戸以上 50 戸以下	45,200 円			
51 戸以上 70 戸以下	54,200 円			
71 戸以上 100 戸以下	67,700 円			
101 戸以上	81,200 円			

※ 居住部分の床面積が 18 ㎡以上 25 ㎡未満の住宅がある場合、または、共用部分に共同して利用するための、台所、収納設備もしくは浴室を備える場合

## □ 手数料のお支払方法

指定の金額分の『北海道収入証紙』を指定様式に貼付し、申請書とともに提出してください。

### 【提出先】

NPO 法人シーズネット

札幌市北区北 10 条西 4 丁目 1 番地 SC ビル 2F (TEL : 011-708-8567)

### 【様式】

北海道建設部住宅課建築指導課のサービス付き高齢者向け住宅に関するホームページに掲載しておりますので、ダウンロードして使用してください。

<サービス付き高齢者向け住宅 登録申請に必要な添付書類一覧>

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/tenpushoruiitiran.htm>

### 【北海道収入証紙の購入場所】

北海道収入証紙は、主に道内の銀行、コンビニエンスストアなどの北海道証紙売りさばき所で購入できます。詳しくは、以下のホームページをご覧ください。

<北海道収入証紙に関するホームページ>

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/cut/syoushi.htm>

### ◇◇◇ 変更申請の手数料について ◇◇◇

サービス付き高齢者向け住宅の登録事項等に変更があったときには、法第 9 条第 1 項により、その日から 30 日以内に変更する必要があります。

そのうち手数料が必要になる場合は以下のとおりですので、ご注意ください。

手数料が必要 (基本料金のみ)	手数料は不要
住戸を追加する場合 ( ・ 別の用途だった部屋を新たにサービス付き高齢者向け住宅に登録する場合 ・ 増改築等により戸数が増える場合 等 )	○ 登録戸数が減少する場合 ○ 「①賃貸借契約以外の契約の場合」、 「②前払家賃等を受領する場合」、「③面積・設備に例外基準を適用する場合」に該当する変更であるが、登録戸数には変更がない場合
手数料が必要 (基本料金+追加料金)	○ その他、契約書等の書類の変更のみで登録戸数に変更がない場合 (法第 6 条第 1 項第 6 号以外の変更の場合)
住戸を追加する場合 + ①賃貸借契約以外の契約の場合 ②前払家賃等を受領する場合 ③面積・設備に例外基準を適用する場合	

ご不明な点がございましたら、以下の問合せ先までご連絡ください。

《問合せ先》 北海道建設部住宅局建築指導課

住所：札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

電話：011-204-5577 (直通) FAX：011-232-0147

E-mail：kensetsu.kenshi1@pref.hokkaido.lg.jp

# 北海道収入証紙ちょう付用紙

※番 号	
※ 受 付 印	

高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づいて、別冊のとおり（登録・更新・変更）申請を提出するので手数料（北海道収入証紙）を納付します。

印	印
印	印
印	印
印	印
印	印

申請するサービス付き 高齢者向け住宅の戸数	戸	ちょう付金額	円
--------------------------	---	--------	---

平成 年 月 日申請	申請人	住所	印
	氏	名	

注 ※印欄は記入しないでください。